

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：5件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	1、2号機共用排気筒における放射性ヨウ素濃度測定において、微量（検出限界をわずかに超える程度）のヨウ素の検出が認められたため、対応検討	対象外	
2	1号機	変圧器防油堤漏油対策工事において、起動変圧器基礎コンクリート部の埋設電線管状況把握のための調査ハツリ作業中に埋設電線管（1本）及び温度記録計用信号ケーブル（2本）を損傷させたため、当該電線管及び信号ケーブルを点検・修理	GⅡ	
3	3号機	主復水器細管洗浄装置（C、D、E）系用ボール循環ポンプ上部の巡視点検用グレーチング落下防止柵等に著しい腐食が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
4	5号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）出口の手分析用サンプリング弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
5	6号機	復水脱塩装置脱塩塔出口のドレンストレーナ逆洗用空気入口配管より水及び空気のリーク（水のリーク量：約20リットル、汚染無し）が認められたため、当該配管を点検・修理	GⅡ	